

厚生労働省新潟労働局委託事業

事業主様・人事担当者の方へ

36協定・変形労働時間制について 専門家が相談に応じます

秘密厳守!匿名でご相談できます!

電話でも!

メールでも!



- ✓ うちの会社は36協定は必要?
- ✓ 36協定届で何をどう記載すればいいの?
- ✓ 割増賃金の計算はどうすればいいの?

ささいなこと、少しでも気になること、お気軽にご相談ください。
新潟労働局から全国社会保険労務士会連合会が受託、運営しているので
安心です。(協力:新潟県社会保険労務士会)

新潟働き方改革推進支援センター

☎ 0120-009-229 フリーダイヤル

新潟市中央区東大通2丁目2-18 タチバナビル4F

受付時間 / 平日9:00~17:00

新潟 働き方



相談
無料